

短期入所療養介護重要事項説明書

介護老人保健施設ウイケア

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

- ・ 施設名・・・・・・・・・・医療法人美湖会 介護老人保健施設ウイケア
- ・ 開設年月日・・・・・・・・平成30年10月1日
- ・ 所在地・・・・・・・・・・茨城県石岡市行里川12951番1
- ・ 電話番号・・・・・・・・・・0299-56-2533
- ・ FAX・・・・・・・・・・0299-56-2534
- ・ 介護保険指定番号・・・0850580036号（一般）

(2) 目的と運営方針

介護老人保健施設は、要介護者である利用者の自立を支援することを目的とした施設です。この目的に沿って、当施設では、各利用者が能力に応じた日常生活を営めるようサービス計画書を立て、内容についての同意をいただき、看護・医学的管理の下での介護や機能訓練、その他必要な医療と日常生活上のお世話などのサービスを提供いたします。サービスの質の向上のため①感染症管理体制の強化②介護事故に対する安全管理体制の強化③身体拘束廃止に向けた取り組みの強化に努めます。また、利用者の方が居宅での生活を一日でも長く継続できるよう、短期入所療養介護や通所リハビリテーションといったサービスを提供し、在宅ケアを支援いたします。

(3) 職員体制

医師・・・1名 看護・介護職員・・・34名以上

介護支援専門員・・・1名以上 支援相談員・・・1名以上 薬剤師・・・1名

作業・理学療法士、言語聴覚士等・・・1名以上 管理栄養士・・・1名 事務・・・2名以上

(4) 入所定員等

入所定員・・・100名

療養室 個室・・・8室 4人室・・・23室

通所定員・・・38名

2. サービス内容

- ①サービス計画の立案 ②食事 ③入浴 ④医学的管理（診察・投薬・処置） ⑤看護 ⑥介護
⑦リハビリテーション ⑧相談援助 ⑨栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理
⑩理美容サービス ⑪その他

3. 医療機関

・連携医療機関

名称・・・・・・・・・・美浦中央病院

所在地・・・・・・・・茨城県稲敷郡美浦村宮地596番地

診療科目・・・内科・外科・整形外科・眼科・耳鼻科・泌尿器科・皮膚科・神経内科・透析・
リハビリ・歯科

・協力医療機関

名称・・・・・・・・・・立川病院

所在地・・・・・・・・茨城県笠間市八雲2丁目12-14

診療科目・・・内科・外科・整形外科・皮膚科・泌尿器科

4. 施設利用にあたっての留意事項

- ・面会・・・・・・・・・・月・火・水・金・土（木・日以外）１４：００～１６：００　２０分間
感染予防や感染状態においては面会中止になる場合がございます。
- ・外出・外泊・・・・・・・・・・現在、感染症予防の為、外出外泊は中止しております。
（特別な場合は要相談）
- ・設備・備品・・・・・・・・・・故意に破損された場合、修理代をいただきます。
- ・金銭・貴重品の管理・・・・基本的には持込み禁止となっております。

5. 苦情処理の体制

- 相談窓口　　： １階事務所受付
苦情担当者　： 小嶋　秀幸
窓口開設時間： 午前９時～午後５時
相談方法　　： 電話受付（０２９９－５６－２５３３）または、窓口受付。
意見書箱（１階受付カウンター）
- ・茨城県国民健康保険団体連合会介護保険課
電話受付（０２９－３０１－１５６５）
 - ・石岡市　介護保険室
電話受付（０２９９－２３－１１１１）
 - ・小美玉市　介護福祉課　介護保険係
電話受付（０２９９－４８－１１１１）
 - ・かすみがうら市　介護長寿課
電話受付（０２９９－５６－２３１２）
 - ・笠間市　高齢福祉課
電話受付（０２９６－７７－１１０１）

6. 事故発生時の対応

- １．サービス提供等により事故が発生した場合、当施設は利用者に対し必要な措置を講じます。
- ２．施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関又は、他の専門機関での診療を依頼します。
- ３．前２項のほか、当施設は利用者の家族等利用者又は、扶養者が指定する者、及び保険者の指定する業績機関に対して速やかに連絡します。

7. 非常災害対策

防災設備・・・・スプリンクラー、消火器、消火栓　　防災訓練・・・・年２回

8. 禁止事項

宗教の勧誘、特定の政治活動、営利行為を禁止します。

9. 利用料金

- （１）基本料金（介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度によって利用料が異なります。以下は１日あたりの自己負担分です。）

【多床室】

・要介護１	８３０円
・要介護２	８８０円
・要介護３	９４４円
・要介護４	９９７円
・要介護５	１,０５２円

【個室】

・要介護１	７５３円
・要介護２	８０１円
・要介護３	８６４円
・要介護４	９１８円
・要介護５	９７１円

(２) 加算料金

- ①送迎料 片道・・・ １８４円（ただし、送迎地域外はガソリン代として１ｋｍあたり
１５０円として請求させていただきます。）
- ②個別リハビリテーション実施加算 ２４０円（１日あたり）
理学療法士等が、１日２０分以上の個別リハビリテーションを行った場合
- ③緊急短期入所受入加算・・・ ９０円
計画的に行う事になっていない指定短期入所療養介護を緊急に行った場合
入所日から７日間を上限とし算定
- ④認知症行動・心理症状緊急対応加算・・・ ２００円（１日あたり）
認知症日常生活自立度がⅢ以上であって、認知症行動・心理症状が認められ、在宅生活が
困難であり、緊急に短期入所療養介護を利用することが適当であると医師が判断した者に
おいて、入所日から７日間を上限とし算定
- ⑤若年性認知症利用者受入加算・・・ １２０円（１日）
若年性認知症利用者ごとに個別の担当者を定めている場合
特定短期入所療養介護の場合は６０円（１日）
- ⑥緊急時治療管理加算・・・ ５１８円（１日）
救命救急医療を実施した場合
- ⑦重度療養管理加算・・・ １２０円（１日）
計画的な医学管理を継続して行い、療養上必要な処置を行った場合（要介護４、要介護５
の者に限り、手厚い医療が必要な状態）特定短期入所療養介護の場合は６０円（１日）
- ⑧療養食加算・・・ ８円（１回あたり）
(医師の指示があった利用者について)
- ⑨サービス提供体制強化加算（Ⅱ）・・・ １８円（１日）
- ⑩夜勤職員配置加算・・・ ２４円（１日）
厚生労働大臣が認める夜勤を行う職員の勤務条件を満たし、さらに安面を考慮した夜勤職
員の人数
- ⑪生産性向上推進体制加算（Ⅱ）・・・ １０円（１月）

※介護保険の１割負担分については介護職員等処遇改善加算Ⅰ口９．７％の上乗せが加算されます

◆食費（1日当たり）

朝食 460円 昼食 710円 夕食 690円 おやつ 150円

(ただし、食費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている食費の負担限度額が1日にお支払いいただく食費の上限となります。)

◆利用者が選定する特別な食事 実費相当

◆居住費（療養室の利用費）（1日当たり）

・個室 1,730円 特別な室料 1,100円

- ・多床室 440円

(ただし、居住費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている居住費の負担限度額が1日にお支払いいただく居住費の上限となります。)

(3)その他の料金

①理美容代（1回当り） 実費負担

②個人使用の電気製品持ち込み料 1品目1日当たり 110円(税込)

③私物洗濯料 小（靴下・タオル・パンツ等） 50円

中（シャツ・ももひき・ラバーシート等） 100円

大 (パジャマ・トレーナー等)	200円
-----------------	------

特大 (はんてん等)	300円
------------	------

④教養娯楽費 1日当たり 210円

行事・レクリエーション（毎日）・クラブ（書道・美術・カラオケ・ビデオ鑑賞）等に係る
費用・誕生者の写真・プレゼント・行事の写真等

⑤日用品費 1日当たり 220円

石鹼・シャンプー・食事用エプロン・おしぼり・バスタオル・タオル・歯磨き粉等

⑥その他個人的に必要とし、希望する品物に対する実費相当負担金

施設外ショッピング、外食又は外部業者販売において個人購入する嗜好品の立替え
趣味活動等の個人所有希望品 等

(4) 支払い方法

- ・毎月10日に、前月分の請求書を発行しますので、その月の月末までに窓口にてお支払いください。お支払いの際に領収書を発行します。

《会計取扱い時間》

平 日 9 : 0 0 ~ 1 8 : 0 0

土日祝日 9:00~16:30

尚、連絡相談なく、利用料金を2ヶ月以上滞納した場合、次回ご利用できないこともあります。